

【働き方改革セミナー】

# 長時間労働を原因とする 労災事案への企業対応について ～長時間労働に潜むリスク～

- 日 時● 2017年9月27日(水) 13:30~17:00  
 ●会 場● 企業研究会セミナールーム(東京・麹町) 麹町M-SQUARE 2F  
<https://www.bri.or.jp/about/access>  
 麹町駅徒歩5分、四ツ谷駅徒歩9分 赤坂見附駅徒歩 9分

**ご講演者** 藤井 基 氏 TMI 総合法律事務所 パートナー/弁護士

【略歴】1993年3月東京大学法学部第一類卒業 1995年3月東京大学大学院法学政治学研究科修士課程専修コース修了 1995年4月最高裁判所司法研修所入所 1997年4月東京弁護士会登録 TMI 総合法律事務所勤務 2003年5月南カリフォルニア大学ロースクール卒業(LL.M.) 2003年9月ロンドンのシモンズ・アンド・シモンズ法律事務所勤務 2004年1月ニューヨーク州弁護士資格取得 2004年8月 TMI 総合法律事務所復帰 2005年4月パートナー就任。

【専門分野】 人事制度の構築・運用、労働審判・労働関係訴訟等への対応、組合対応等

- 参加対象● 職場の管理・監督者、人事・労務担当者および法務・監査部門

## ◆ 開催にあたって

昨年の大手広告代理店の過労自殺に象徴されるように、長時間労働による過労が原因となる労働災害が頻発しております。

長時間労働による過労死は、労災として認定されるだけでなく、経営責任が問われる事案であり、そこには、損害賠償をはじめとする様々なリスクを抱えております。

本セミナーは経営側から多くの労働事件に携わり、経験豊富な藤井氏をお招きし、経営者、企業がなすべき対応について分かりやすく丁寧に説明いただきます。

《詳細は裏面をご覧ください》

## ●受講料● 1名(税込、資料代込)

正会員	32,400円	本体価格 30,000円
一般	35,640円	本体価格 33,000円

●申込書に所定事項ご記入の上、下記担当者あて FAX または E-mail にてお送りください。後日(開催日1週間前~10日前までに)、受講票・請求書をお送り致します。

●会員企業のご確認、その他セミナーに関するご不明な点につきましては、当会ホームページより〔TOP〕→〔公開セミナー〕→〔よくあるご質問〕をご参照下さい。

●最少催行人数に満たない場合は、中止とさせていただきます。ご了承ください。

●FAXでお申込の際、「0(ゼロ)発信のFAX機」をご使用の場合は、必ず「0」を押してから、番号入力をお願い致します。(別番号への誤送信にご注意ください。)

一般社団法人 企業研究会 第2研究事業G  
 担当：宇田川 E-mail: udagawa@bri.or.jp  
 〒102-0083  
 東京都千代田区麹町 5-7-2 麹町M-SQUARE  
 TEL 03-5215-3550 FAX 03-5215-0951

企業研究会 セミナー事務局宛 FAX 03-5215-0951

申込方法 当会ホームページよりお申込みください。 <https://www.bri.or.jp>

企業研究会セミナー

検索

171697-0503	2017.9.27 (水)		
申込書	長時間労働を原因とする労災事案への企業対応について		
会社名			
住所	〒		
TEL		FAX	
ご氏名	フリガナ	所属 役職	
Eメール			
ご氏名	フリガナ	所属 役職	
Eメール			

\*お客様の個人情報は、本研究会に関する確認・連絡、および当会主催のご案内にお送りする際に利用させていただきます

13:30

## 長時間労働を原因とする労災事案への企業対応について

1. 長時間労働の問題点
  - 1) 36 協定違反
  - 2) 時間外手当の未払い
  - 3) 安全配慮義務違反
2. 大手広告代理店の過労死自殺事件（平成 3 年事件）
  - 1) 事件の概要
  - 2) 高裁と最高裁の判断の違い
  - 3) 判決の社会に対するメッセージ
3. 並行した行政の動きと実務
  - 1) 脳・心臓疾患の労災認定基準（平成 7 年制定／13 年改正）
  - 2) 精神障害等に係る業務災害認定基準（平成 11 年制定／23 年改正）
  - 3) 労働時間適正管理についての「46 通達」（平成 13 年）
4. 長時間労働を放置する企業に対するブラック企業というレッテル
  - 1) 「ブラック企業大賞」の選考・発表（平成 24 年 7 月）
  - 2) 「ブラック企業被害対策弁護団結成」（平成 25 年 7 月）
  - 3) 厚労省 若者の『使い捨て』が疑われる企業への重点監督の実施・結果（平成 25 年 12 月）
5. 過労死等防止対策法施行（平成 26 年 11 月 1 日）後の経過
  - 1) 法の趣旨
  - 2) 東京・大阪労働局に「過重労働撲滅特別対策班（かとか）」発足（平成 27 年 4 月）
  - 3) 違法な長時間労働を繰り返す企業への指導・公表基準策定（平成 27 年 5 月）
  - 4) 大手企業役員・管理職の相次ぐ書類送検（平成 27 年 7 月～翌 9 月）
  - 5) 大手広告代理店新入社員過労自殺、労災認定を公表（平成 28 年 10 月）
6. 大手広告代理店労災認定事件（平成 28 年）
  - 1) 事件の経過
  - 2) 事件の特徴
  - 3) その他の事件との類似点
  - 4) 事件が経営に与える影響の大きさ
7. 長時間労働を原因とする労災にどう対応すべきか。
  - 1) 長時間労働対策
  - 2) ハラスメント対策
  - 3) 過少申告対策
  - 4) 新入社員対策
  - 5) その他

質疑応答・個別質問

17:00